

(第二部)

第二回 参議院治安及び地方制度委員会会議録第二十八号

(四二二)

昭和二十三年六月三十日(木曜日)午前十一時十五分開会

本日の会議に付した事件

○風俗営業取締法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(吉川末次郎君) これより委員会を開会いたします。速記を止めて。

(速記中止)

○委員(吉川末次郎君) 速記を始め……他に御質疑はございませんか。他に御質疑もなければ本案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにして御述べるを願います。別に御意見もないようでありますから討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(吉川末次郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。風俗営業取締法案を衆議院送付案通り可決することに御賛成の方は御起立をお願いします。

(議員起立)

○委員(吉川末次郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尙本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬこととなっておりますが、こ

れは委員長において本案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして御承認願うことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(吉川末次郎君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから本案を可とする方は順次御署名をお願いします。(多数意見者署名)

○委員(吉川末次郎君) 署名済れはございませんか。ないと認めます。速記を止めて……

午前十一時三十三分速記中止

午後零時二十四分速記開始

○委員(吉川末次郎君) 速記を始め……これにて休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時零分再開

○委員(吉川末次郎君) 引続いて委員会を開きます。速記を止めて……

午後二時一分速記中止

午後三時二十五分速記開始

○委員(吉川末次郎君) 速記を始め……本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
鈴木 直人君

委員 岡田善久治君
草葉 隆園君
黒川 武雄君
奥 主一郎君
岡元 義人君
小野 哲君
柏木 康治君

政府委員

地方財政政務 西郷吉之助君
国家地方警察 薄淵 増己君
本部次長
文部政務次官 細野三千代君

六月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、文学者の地方事業税免税に関する請願(第千六百四十四号)

一、はり師、きゆう師、あん摩師に対する事業税賦課反対に関する請願(第千七百五十五号)

一、香川県立高瀬高等学校設立のための起債認可に関する請願(第千七百六十六号)
一、はり師、きゆう師、あん摩師に対する事業税賦課反対に関する請願(第千七百五十五号)

一、石炭鉱業に対する地方税徴収額予に関する請願(第千二百二十号)

一、助産院に対する事業税賦課反対に関する請願(第千二百二十二号)

一、地方財政制度の改正に関する請願(第千二百二十三号)

一、社会教育主事の市町村駐在に関する請願(第千二百五十七号)

一、自治体警察費用に関する請願(第千二百五十八号)

一、市町村住民税の制限撤廃に関する請願(第千二百五十九号)

一、委任事務職員人件費等に関する請願(第千六百六十二号)

一、地方自治法案第九條の改正に関する請願(第千六百六十四号)

一、自治体警察並びに消防署経費の財源移譲に関する請願(第千六百六十五号)

一、助産院業に対する事業税賦課反対に関する陳情(第千五百三十二号)

一、地方税財政制度に関する陳情(四件)(第千五百四十三号)

一、医薬に対する事業税賦課中止に関する陳情(第千五百七十九号)

一、地方自治法中一部改正等に関する陳情(第千五百八十一号)

第千六百四十四号 昭和二十三年六月十四日受理

文学者の地方事業税免除に関する請願 請願者 東京都文京区音羽町

談社内、社団法人日本文藝家協会理事長 舟橋聖一

紹介議員 金子洋文君

文学者は高度文化國家の再建に重大な使命を持つており、これを遂行するにはまず経済的に確立されなければならないが、地方税として事業税十パーセントが課せられるのは、文学者一般の生活現狀や製作過程の特殊事情から見ても不合理であるから課税を免除せられたいとの請願。

第千七百五十五号 昭和二十三年六月十四日受理

はり師、きゆう師、あん摩師に対する事業税賦課反対に関する請願 請願者 東京都新宿区新宿三ノ

紹介議員 小林勝馬君

この請願の趣旨は、第九百六十六号と同じである。

第千七百六十六号 昭和二十三年六月十五日受理

香川県立高瀬高等学校設立のための起債認可に関する請願 請願者 香川県三豊郡比地二村

長 石川憲之進外二名

紹介議員 紅露みづ君

香川県三豊郡は人口、面積、担税力は全縣五分の一以上であるが、位置が西

に偏在するため縣立僅かに四校で、生徒の大部分は他都市遠隔の地へ通学して、交通費一箇年百四万又交通率故のため生命を捨てるものもある状態である。今回高等学校設置基準が実施され、縣当局により認められ高瀬高等学校を設立したしに、設立費用は地元負担であるが、このばく大な費用は現下地元の負担にたえないで、その費用の一部を起債により獲得したいから、本起債を認可せられたいとの請願。

第千五百号 昭和二十三年六月十七日受理
はり師、さゆう師、あん摩師に対する事業税賦課反対に関する請願
請願者 熊谷市箱田町三九〇号 玉縣鐵条按マツサージ 師会内 中村春吉外五 万六千八百九十九名

紹介議員 小林勝馬君
この請願の趣旨は、第九百六十六号と同じである。

第千二百二十号 昭和二十三年六月十七日受理
石炭鉱業に対する地方税徴収額に關する請願
請願者 東京都中央区茅場町二ノ一六日本石炭協会長 山川良一

紹介議員 入交太蔵君
石炭鉱業に対して高度の地方税が課せられると、鉱業税、鉱区税と重複して業者の負担が過重となつて、最も緊要

な石炭増産を防げるから、業界が今日担税能力を失つてゐる実情から見て、炭鉱住宅、発電動機、選炭機等の鉱業用工作物に対する地方税の徴税を新炭價実施後まで猶予せられたいとの請願。

第千二百二十二号 昭和二十三年六月十八日受理
助産医業に対する事業税賦課反対に関する請願
請願者 廣島縣佐伯郡飛渡瀬村、廣島縣助産婦会内 大井小鐵外千六百五十三名

紹介議員 井上なつみ君
この請願の趣旨は、第五百四号と同じである。

第千二百二十三号 昭和二十三年六月十八日受理
地方財政制度の改正に関する請願
請願者 門司市議會議長栗林力太郎外八名

紹介議員 西郷吉之助君
税制が依然中央集権的であるのは、地方分権の憲法の精神にもとつていて、から、速かに地方財政制度の改正を實施されたいとの請願。

第千五百五十七号 昭和二十三年六月十九日受理
社会教育主事の市町村駐在に関する請願
請願者 鹿兒島市議會議長増田 靜

紹介議員 島津忠彦君
市町村における國の委任事務の分野を明確ならしめるためその人件費は、全額國庫負担とし、その他職員は、従前

國民進歩のたい腕しているこの世相を秩序ある世相に回復するため、社会教育主事を各市町村に駐在せしめられたい、なおその経費は、國又は縣にて負担せられたいとの請願。

第千五百五十八号 昭和二十三年六月十九日受理
自治体警察費用に関する請願
請願者 鹿兒島市議會議長増田 靜

紹介議員 島津忠彦君
市町村財政上の現状と國家治安の緊要性から自治体警察の費用は國又は縣にて全額を負担せられたいとの請願。

第千五百五十九号 昭和二十三年六月十九日受理
市町村住民税の制限撤廃に関する請願
請願者 鹿兒島市議會議長増田 靜

紹介議員 島津忠彦君
市町村住民税の徴收限度が規定されているため各種の支障をきたしているからその制限を撤廃して各市町村の事情に即した税額を徴收し得るよう改善せられたいとの請願。

第千六百六十二号 昭和二十三年六月十九日受理
委任事務職員人件費等に関する請願
請願者 鹿兒島市議會議長増田 靜

紹介議員 島津忠彦君
市町村における國の委任事務の分野を明確ならしめるためその人件費は、全額國庫負担とし、その他職員は、従前

通り分與税をもつて補助せられたいとの請願。
第千六百六十四号 昭和二十三年六月十九日受理
地方自治法第九九條の改正に関する請願
請願者 門司市議會議長栗林力太郎外八名

紹介議員 小林勝馬君
市議会においては閉会中に委員会を開く場合が多いのであるが、地方自治法第九九條第六項によつて法的根拠がないため単なる研究的会合となつて審議した案件も権威がなく実情に副わないう結果となつてゐるから、常任委員会は議會閉会中でも隨時に開会できるよう地方自治法第九九條を改正されたいとの請願。

第千六百六十五号 昭和二十三年六月十九日受理
自治体警察並びに消防署経費の財源移譲に関する請願
請願者 門司市議會議長栗林力太郎外八名

紹介議員 小林勝馬君
警察制度の改革に伴つて地方自治体が警察並びに消防署の管理運営を行うことになつたが、現在の市町村財政ではその経費を負担することが出来ないからこの経費に充當する財源を速かに市町村に移譲せられたいとの請願。

第千六百六十六号 昭和二十三年六月十九日受理
助産医業に対する事業税賦課反対に関する請願(二件)
請願者 門司市議會議長栗林力太郎外八名

紹介議員 島津忠彦君
市町村における國の委任事務の分野を明確ならしめるためその人件費は、全額國庫負担とし、その他職員は、従前

この陳情の趣旨は、第二百七十四号と同じである。
第千六百六十七号 昭和二十三年六月十五日受理
地方財政制度に関する陳情(四件)
福島市長 佐藤元治外五名

この陳情の趣旨は、第四百七十七号と同じである。
第千六百六十八号 昭和二十三年六月十九日受理
医療に対する事業税賦課中止に関する陳情
福岡市中町七一福岡縣医師会長 中尾秀雄

この陳情の趣旨は、第三百十六号と同じである。
第千六百六十九号 昭和二十三年六月十九日受理
地方自治法中一部改正等に関する陳情
熊本市熊本縣廳熊本縣監査委員 内 尾池秀雄外三名

監査委員は監査制度施行以來、所期の目的達成のため極めて慎重に行政監査を実施してきたが、監査の報告は全く不明である。しかし本制度はあくまで行政の民主化と刷新向上にあるのであるから、監査委員は地方公共団体の長に対し「監査結果の報告に対し措置されたる事項につき報告を求めることが出来る」との一項を地方自治法中に規定せられたい。なお、本委員の行う監

昭和二十三年六月三十日 第二部 治安及び地方制度委員会議案第二十八号 昭和二十三年六月三十日

査を厳正且つ効率化するために補助職員の整備強化を計られたいとの陳情。

六月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、公立高等学校定時制課程職員費

國庫補助法案(第百十六号)

(予備審査のための付託は六月十二日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方配付税法案(予第百六十八号)

地方配付税法案

地方配付税法目次

第一章 總則

第二章 道府縣配付税

第三章 市町村配付税

第一節 通則

第二節 大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税

第三節 特別配付税

第四章 補則

附則

地方配付税法

第一章 總則

(配付を受ける団体)

第一條 地方配付税(以下配付税といふ)は、都道府縣、特別市及び市町村に対してこれを配付する。

(配付税)

第二條 所得税及び法人税の徴収額の百分の三十三・一四をもつて、配付税とする。

(毎年度分の配付税の額)

第三條 毎年度分として配付すべき配付税の額は、前年度において徴収した所得税及び法人税の百分の三十三・一四に相当する額とする。

2 前項の規定により配付すべき配付税の額が前年度における配付額の百分の百十を超過したときは、その超過額は、これを当該年度において配付すべき額から減額する。

3 第一項の規定により配付すべき配付税の額が前年度における配付額の百分の九十に不足するときは、その不足額は、これを当該年度において配付すべき額に増額する。

(配付税の額の増額)

第四條 地方財政の状況上必要があるときは、前條の規定により配付すべき配付税の額に、左の各号の一に定める額を増額することができ、

一 前條第二項の場合において、前年度における配付額の百分の百十を超過する額の全部又は一部

二 前條第三項の場合において、前年度における配付額に不足する額の全部又は一部
三 前條第一項の額が前年度における配付額に不足し、且つ、その百分の九十を超過する場合においては、その不足額の全部又は一部

四 当該年度における配付税の收入見込額が前條第一項の額を超過する場合においては、その超過額の全部又は一部

(配付税の額の減額)

第五條 地方財政の状況上必要があるときは、第三條の規定により、配付すべき配付税の額から、左の各号の一に定める額を減額することができ、

一 第三條第二項の場合において、前年度における配付額を超過する額の全部又は一部

二 第三條第三項の場合において、前年度における配付額の百分の九十に不足する額の全部又は一部

三 第三條第一項の額が前年度における配付額を超過し、且つ、その百分の百十に不足する場合においては、その超過額の全部又は一部

四 当該年度における配付税の收入見込額が第三條第一項の額に不足する場合においては、その不足額の全部又は一部

第六條 地方配付税配付金特別会計法(昭和十五年法律第六十七号)第四條の規定による借入金元利償還上必要があるときは、当該年度における配付税の配付額から、その所要額を減額することができ、

第七條 配付税は、左の区分により、道府縣及び市町村に対してこれを配付する。

一 道府縣配付税、配付税総額の百分の五十

二 市町村配付税、配付税総額の百分の五十

第八條 配付税の配付額は、前年度初日の現在により、各道府縣及び市町村について、これを算定する。

2 前項の期日後において、道府縣又は市町村の設置分合又は境界変更があつた場合においては、当該道府縣又は市町村に対する配付税の配付額は、命令の定めるところにより、これを変更することができ、

(配付税の交付時期)

第九條 配付税は、毎年度四回に分けて、これを交付する。

第二章 道府縣配付税

(配付税の種別)

第十條 道府縣配付税は、これを第一種配付額から第五種配付額までの五種に分け、第一種配付額及び第二種配付額は道府縣の課税力を標準とし、第三種配付額及び第四種配付額は道府縣の財政需要を標準とし、第五種配付額は人口の増加の著しいことその他特別の事情のある道府縣に對し、その事情を考慮してこれを配付する。

(配付額の率)

第十一條 第一種配付額から第五種

配付額までの配付率は、それぞれ道府縣配付税総額の百分の四十、百分の五、百分の四十、百分の十及び百分の五とする。

(第一種配付額)

第十二條 第一種配付額は、第一單位税額が道府縣第一標準單位税額に不足する道府縣に對し、その不足額に当該道府縣の人口を乗じた額にあん分してこれを配付する。

2 前項の第一單位税額は、当該道府縣の標準賦課率で算定した地租額、家屋税額及び事業税額並びに鉱産税額及び入場税額の合算額から災害土木費負債額及び被災復旧費負債額に命令で定める率を乗じた額を控除した残額、(以下道府縣第一基本税額といふ)を当該道府縣の人口で除した額とする。

3 第一項の道府縣第一標準單位税額は、全道府縣の道府縣第一基本税額に道府縣配付税総額の百分の九十を加えた額を、全道府縣の人口で除した額とする。

(第二種配付額)

第十三條 第二種配付額は、第二單位税額が道府縣第二標準單位税額に不足する道府縣に對し、その不足額に当該道府縣の人口を乗じた額にあん分してこれを配付する。

2 前項の第二單位税額は、当該道府縣の普通税総額から、地租額、家屋税額、事業税額、鉱産税額、道府縣民税額及び入場税額の合算額を控除した残額、(以下道府縣第二基本税額といふ)を、当該道府縣の人口で除した額とする。

3 第二項の道府縣第二標準單位稅額は、全道府縣の道府縣第二基本稅額に道府縣配付稅總額の百分の十を加えた額を、全道府縣の人口で除した額とする。

(第三種配付額)

第十四條 第三種配付額は、当該道府縣の割増人口にあん分して、これを配付する。

2 前項の割増人口は、当該道府縣の大都市の部の人口を二倍したものと、都市の部の人口を一・五倍したものと及び町村の部の人口の合算額に百五十万を加えたものととする。但し、北海道の人口についてはその人口を一・三倍したもの、東北地方及び北陸地方の人口についてはその人口を一・二倍したものに基いてそれぞれ割増人口を計算する。

(第四種配付額)

第十五條 第四種配付額は、当該道府縣における義務教育に係る學級の數にあん分して、これを配付する。

(配付額の制限)

第十六條 十二條から前條までの規定による道府縣配付稅の額を当該道府縣の人口で除した額及び当該道府縣の第三單位稅額の合算額が、道府縣第三標準單位稅額の一・三倍を超過する道府縣については、その超過額に当該道府縣の人口を乗じた額を、配付稅配付額から減額する。

2 前項の第三單位稅額は、第十二

條第一項の第一單位稅額及び第々三條第一項の第二單位稅額の合算額とする。

3 第一項の道府縣第三標準單位稅額は、第十二條第一項の道府縣第一標準單位稅額及び第十三條第一項の道府縣第二標準單位稅額の合算額とする。

4 第一項の規定により減額した額は、これを第五種配付額に加える。

第三章 市町村配付稅

第一節 通則

(市町村配付稅の種類)

第十七條 市町村配付稅は、これを大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅、乙町村配付稅及び特別配付稅とする。

2 大都市配付稅は大都市に、都市配付稅は都市に、甲町村配付稅は甲町村に、乙町村配付稅は乙町村に、特別配付稅は市町村に對して、これを配付する。

3 大都市とは、人口五十万以上の市を、都市とは人口五十万未満の市を、甲町村とは自治體警察を設置する町村を、乙町村とは自治體警察を設置しない町村をいう。

(市町村配付稅の種類別總額)

第十八條 大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅の各總額は、左の各号の額の合算額とする。

一 市町村配付稅總額の百分の四十を、市町村第一標準單位稅額から、大都市、都市、甲町村又

は乙町村の各群(以下各群という)の第一平均單位稅額をそれぞれ控除した殘額に、各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額を乗じた額にあん分した額。

二 市町村配付稅總額の百分の五を、市町村第二標準單位稅額から、各群の第二平均單位稅額をそれぞれ控除した殘額に、各群の總人口と三百に警察吏員の總數を乗じた額との合算額を乗じた額にあん分した額。

三 市町村配付稅總額の百分の四十を、大都市の總人口を二倍したものと、都市の總人口を一・五倍したものと、甲町村の總人口及び乙町村の總人口(北海道については人口を一・三倍したもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したものによる)と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額を乗じた額にあん分した額。

四 市町村配付稅總額の百分の十を、各群の義務教育に係る生徒児童の總數と五十に義務教育に係る學級の數を乗じた額との合算額にあん分した額。

2 前項第一号の各群の第一平均單位稅額は、各市町村の標準賦課率で算定した地租附加稅額、家屋稅附加稅額及び事業稅附加稅額並びに財産稅附加稅額及び入場稅附加稅額の合算額から、戦災復旧費負擔額に命令で定める率を乗じた額

を控除した殘額(以下市町村第一基本稅額という)を各群ごとに合算した額を、それぞれ各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額とする。

3 第一項第一号の市町村第一標準單位稅額は、市町村第一基本稅額に市町村配付稅總額の百分の九十を加えた額を、全市町村の人口と三百に全市町村の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額とする。

4 第一項第二号の各群の第二平均單位稅額は、各市町村の普通稅總額から、地租附加稅額、家屋稅附加稅額、事業稅附加稅額、入場稅附加稅額及び市町村民稅總額の合算額を控除した殘額(以下市町村第二基本稅額という)を各群ごとに合算した額を、それぞれ各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額とする。

5 第一項第二号の市町村第二標準單位稅額は、全市町村の市町村第二基本稅額に市町村配付稅總額の百分の十を加えた額を、全市町村の人口と三百に全市町村の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額とする。

第十九條 特別配付稅の總額が、市町村配付稅總額の百分の五とする。

(市町村配付稅の種類別總額の制限)

第二十條 第十八條の規定による各

群の配付稅の總額をそれぞれ各群の總人口と三百に各群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額で除した額及び各群の第三平均單位稅額の合算額が、市町村第三標準單位稅額の一・五倍を超過するものについては、その超過額に当該群の總人口と三百に当該群の警察吏員の總數を乗じた額との合算額を乗じた額を当該群の配付稅の各總額から減額する。

2 前項の各群の第三平均單位稅額は、それぞれ第十八條第一項第一号の第一平均單位稅額及び同項第二号の第二平均單位稅額の合算額とする。

3 第一項の市町村第三標準單位稅額は、第十八條第一項第一号の市町村第一標準單位稅額及び同項第二号の市町村第二標準單位稅額の合算額とする。

4 第一項の規定により減額した額は、これを特別配付稅の額に加える。

第二節 大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅

(配付額の種類)

第二十一條 大都市配付稅、都市配付稅、甲町村配付稅及び乙町村配付稅は、それぞれ第一種配付額から第四種配付額までの四種に分け、第一種配付額及び第二種配付額は、各市町村の課稅力を標準とし、第三種配付額及び第四種配付額は各市町村の財政需要を標準として、これを配付する。

税の各總額、第十四條第二項、第

(配付額の率)

第二十二條 第一種配付額から第四種配付額までの配付率は、それぞれ大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の四十五、百分の五、百分の四十及び百分の十とする。

(第一種配付額)

第二十三條 第一種配付額は、第一單位税額が各群の第一標準單位税額に不足する市町村に対し、その不足額に当該市町村の人口を乗じた額に、あつて、これを配付する。

2 前項の第一單位税額は当該市町村の市町村第一基本税額を、当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。

3 第一項の各群の第一標準單位税額は、各群の市町村の第一基本税額の総額に大都市配付税、都市配付税、市町村配付税及び乙町村配付税の各総額の百分の九十を加えた額をそれぞれ各群に属する市町村の人口と三百にそれぞれ警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。

(第二種配付額)

第二十四條 第二種配付額は、第二單位税額が各群の第二標準單位税額に不足する市町村に対し、その不足額に当該市町村の人口を乗じた額に、あつて、これを配付する。

2 前項の第二單位税額は、当該市

町村の市町村第二基本税額を当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額とする。

3 第一項の各群の第二標準單位税額は各群の市町村第二基本税額の総額に、各群の配付税総額の百分の十を加えた額を、各群に属する市町村の人口と三百に各群の警察吏員の総数を乗じた額との合算額で除した額とする。

(第三種配付額)

第二十五條 第三種配付額は、当該市町村の割増人口に、あつて、これを配付する。

2 前項の割増人口は、人口（北海道についてはその人口を一・三倍したもの、東北地方及び北陸地方についてはその人口を一・二倍したもの）によるものとする。に、それぞれ大都市にあつては百十万、都市にあつては五万九千、甲町村にあつては八千七百、乙町村にあつては三千と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額を加えたものとする。

(第四種配付額)

第二十六條 第四種配付額は当該市町村の義務教育に係る生徒児童の数を乗じた額との合算額に、あつて、これを配付する。

(配付額の制限)

第二十七條 前四條の規定による大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税又は乙町村配付税の額を当

該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額で除した額と当該市町村の第三單位税額との合算額が各群の第三標準單位税額の大都市又は都市においては、その一・三倍、甲町村又は乙町村においては、その一・五倍を超過するものについては、その超過額に当該市町村の人口と三百に当該市町村の警察吏員の数を乗じた額との合算額を乗じた額を、配付税の配付額から減額する。

2 前項の第三單位税額は、第二十三條第一項の第一單位税額及び第二十四條第一項の第二單位税額の合算額とする。

3 第一項の各群の第三標準單位税額は、それぞれ第二十三條第一項の各群の第一標準單位税額及び第二十四條第一項の各群の第二標準單位税額の合算額とする。

4 第一項の規定により減額した額は、これを特別配付税の額に加える。

第三節 特別配付税

第二十八條 特別配付税は、人口の増加の著しいことその他特別の事情がある市町村に対し、その事情を考慮して、これを配付する。

第四章 補則

(東京都及び特別市)

第二十九條 東京都は、道府縣配付税の配付に關しては、その全区域については、これを道府縣とみなし、市町村配付税の配付に關して

は、その特別区の存する区域については、これを市とみなす。

2 特別市は、道府縣配付税の配付に關しては、これを道府縣とみなし、市町村配付税の配付に關しては、これを市とみなす。

(全部事務組合及び伊豆七島)

第三十條 この法律の適用については、全部事務組合は、これを二町村とみなす。

2 伊豆七島に關しては、命令で別段の定をなすことができる。

(配付の基礎に用いる人口、税額等)

第三十一條 第十二條から第十四條まで、第十六條第一項、第十七條第三項、第十八條、第二十條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條第二項及び第二十七條第一項の人口、第十二條第二項及び第十三條第二項の地租額、家屋税額、事業税額、飲産税額、入場税額、第十八條第二項及び第四項の地租附加税額、家屋税附加額、事業税附加額、飲産税附加額、入場税附加額、第十三條第二項及び第十八條第四項の普通税額、第十三條第二項の道府縣民税額、第十八條第四項の市町村民税額、第十二條第三項及び第十三條第三項の道府縣配付税額、第十八條第一項、第三項及び第五項の市町村配付税額、第二十二條、第二十三條第三項及び第二十四條第三項の大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付

税の各総額、第十四條第三項、第十八條第一項第三号及び第二十五條第二項の東北地方及び北陸地方、第十五條、第十八條第一項第四号及び第二十六條の義務教育に係る学級の数、第十八條第一項第四号及び第二十六條の義務教育に係る生徒児童の数、第十八條、第二十條第一項、第二十三條第二項及び第三項、第二十五條第二項及び第二十七條第一項の警察吏員の数、第十二條第二項の災害土木費負債額並びに第十二條第二項及び第十八條第二項の戦災復旧費負債額は、命令の定めるところによる。

(配付に用いる数の算定の錯誤)

第三十二條 配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等について錯誤があつた場合においては、命令の定めるところにより、後年度において、配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等について加算又は控除を行い、配付税を算定する。

(配付額の不交付又は返還)

第三十三條 都道府縣、特別市又は市町村が、配付税の配付の基礎に用いる人口、税額等につき、不實の報告をなすことによつて不当に配付額の交付を受け又は受けようとしたと認められる場合において当該都道府縣、特別市又は市町村が故意又は重大な過失によらないものであることの充分な証明をなすことができなるときは、その

都道府縣、特別市又は市町村に対し、配付額の全部若しくは一部を交付せず又は既に交付した配付額の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

(細目の命令委任)

第三十四條 この法律に定めるものの外、配付額の配付に關し必要な細目は、命令でこれを定める

附則

第三十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 この法律は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

第三十六條 地方分與税法(昭和二十二年法律第三十三号)は、これを廃止する。

2 昭和二十二年分以前地方分與税については、なお、従前の規定による。

第三十七條 第二條中「百分の三十三・一四」とあるのは、昭和二十三年度においては「百分の二十五・八七並びに國稅入場税の三十四・二九」と読み替へるものとする。

第三十八條 第三條第一項中「百分の三十三・一四」とあるのは、昭和二十三年度においては「百分の二百三十三・九三並びに國稅入場税及び國稅遊興飲食税の三百九十一・九三」、昭和二十四年度においては「百分の四十九・七七並びに入場税の六十一・三七」、昭和二十五年分においては「百分の二十八・五四並びに國稅入場税の三十七・三七」と読み替へるものとする。

第三十九條 昭和二十三年度に限り、第七條第一号中「百分の五十一」とあるは「百分の五十三」、同條第二号中「百分の五十一」とあるは「百分の四十七」とする。

第四十條 昭和二十三年分及び昭和二十四年度に限り、第八條第一項中「前年度初日」とあるは「当該年度初日」と読み替へるものとする。

第四十一條 當分の間、第十一條第一項の第一標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、その算定の基礎に用いる税額に旧地方分與税法及び従前の地方税法(昭和十五年法律第六十号)の規定による還付税額、國稅附加税額及び府縣稅營業税額を加え、第十三條第一項の第二單位税額及び道府縣第二標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、普通稅總額から従前の地方税法の規定による國稅附加税額及び府縣稅營業税額を控除することと出来る。

2 當分の間、第十八條第一項第一号の各群の第一平均單位税額及び市町村第一標準單位税額並びに第二十三條第一項の第一單位税額及び各群の第一標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、その算定の基礎に用いる税額に従前の地方税法の規定による國稅附加税額及び府縣稅營業税額附加税額を加え、第十八條第一項第二号の各群の第二平均單位税額及び市町村第二標準單位税額並びに第二十四條第一項の第二單位税額及び各群の第二標準單位税額の算定については、命令の定めるところにより、普通稅總額から従前の

地方税法の規定による國稅附加税額及び府縣稅營業税附加税額を控除することと出来る。

第四十二條 當分の間、第十一條の規定にかかわらず、道府縣配付税の第一標準單位税額から第五種配付税までの各配付額の道府縣配付税額に対する率は、左に掲げる範圍内において、命令の定めるところによる。

第一種配付税 百分の三十八・七五以上

第二種配付税 百分の三・七五以上

第三種配付税 百分の三十八・七五以上

第四種配付税 百分の八・七五以上

第五種配付税 百分の十以内

2 當分の間、第十八條第一項及び第十九條の規定にかかわらず、大都市配付税、都市配付税、甲町村配付税及び乙町村配付税の各總額を算定する場合における第十八條第一項各号に規定する市町村配付税總額に対する率並びに第十九條に規定する特別配付税の總額の市町村配付税總額に対する率は、左に掲げる範圍内において、命令の定めるところによる。

第十八條第一項第一号の率 百分の三十八・七五以上

同 條 第二号の率 百分の三・七五以上

同 條 第三号の率 百分の三十八・七五以上

同 條 第四号の率 百分の八・七五以上

第十九條の率 百分の十以内

第四十三條 昭和二十三年度分の配付税の配付額の算定に用いる入場税額及び入場税附加税額については、命令で別段の定をなすことができる。

第四十四條 昭和二十三年度分の配付税に限り、第九條の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、年四回以上に分けて、これを交付することが出来る。

第四十五條 この法律施行前に昭和二十三年度分の地方分與税として分與した額は、これをこの法律による配付税として配付したものとみなす。但し、この法律により配付税として配付すべき額を超える額については、この限りでない。

第四十六條 地方分與税分與金特別會計法(昭和十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方分與税配付金特別會計法 第一條中「地方分與税分與金」を「地方配付税配付金」に改める。

第二條中「地方分與税分與」を「地方配付税配付」に、「地方分與税の分與金」を「地方配付税ノ配付金」に改める。

第四條第二項中「地方分與税ノ分與額」を「地方配付税ノ配付額」に、「地方分與税法」を「地方配付税法」に改める。

附則第二項を次のように改める。

昭和二十二年分以前ノ地方分與税ノ分與ニ關スル経理ニ付テハ 仍從前ノ規定ニ依ル。

六月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、風俗營業取締法案(第三十号) (予備審査のための付託は五月二十四日)

一、市町村立学校職員給与負担法案(第三十一号) (予備審査のための付託は六月十二日)

風俗營業取締法案 (小字及び一は衆議院修正)

(定義) 第一條 この法律で、風俗營業とは、左の各号の一に該当する營業をいう。

一 待合、料理店、カフェーその他客席で婦女が客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる營業

二 キヤバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる營業

三 玉突場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる處のある遊技をさせる營業

(聽聞) 第五條 公安委員会が、前條の規定により、營業の許可を取り消し、又は營業の停止を命じようとするときは、当該營業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前條の規定による法令又は條例の違反の行爲並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該營業者に通告し、〇なければならぬ。

附則

1 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

1

1

- 昭和二十三年十二月三十一日以前において、風俗営業の取締りに関する都府縣令の規定を定むる者は、この法律施行の日から三十日の間は、第二條の規定による許可を受けたものとみなす。
- 合には、その者は第二條の規定による許可を受けたるものとみなす。
- 前項に規定する者は、都府縣令が條例で定めるところにより公安委員会に、必要を届出せしめなければならない。
- 第二項に規定する者が、第三條の規定に基く都府縣令の條例の規定に適合しない場合においては、公安委員会は、その者に対し、営業所の構造設備の改良その他の命令をすることが出来る。この場合において、営業者が当該命令に従わないときは、公安委員会は、営業の許可を取消し又は営業の停止を命ずることが出来る。
- この法律施行の期限に風俗営業を営む者で、第二項に規定する者以外の者は、この法律施行の日から三十日の間は第二條の規定による許可を受けた者とみなす。

昭和二十三年十月一日印刷

昭和二十三年十月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局